

平成21年 6 月23日

株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地

株式会社 タダノ

取締役社長 多田野 宏一

第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第61回定時株主総会において、下記のとおり、報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第61期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第3号議案

取締役6名選任の件

本件は、原案のとおり多田野宏一、高戸紀幸、鈴木 正、大藪修二、伊藤伸彦、吉田康之の各氏が選任され就任いたしました。

なお、伊藤伸彦、吉田康之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり中西正晴氏が選任され就任いたしました。

以 上

なお、本総会終了後開催されました取締役会において、代表取締役社長に多田野宏一、代表取締役副社長に高戸紀幸の両氏が選定され就任いたしました。

また、本総会終了後開催されました監査役会において、常勤監査役に中西正晴氏が選定され就任いたしました。

~~~~~  
(ご参考)

第2号議案にて承認可決されました変更後の当社定款につきましては、後記当社ホームページに掲載しております。

当社ホームページアドレス <http://www.tadano.co.jp/ir/kabunusi.html>

## 配当金のお支払いについて

第61回定時株主総会の決議に基づき、第61期期末配当金を6月24日から次のとおりお支払いいたします。

- ① 銀行振込ご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認下さい。
- ② 株主様お取引の証券会社への口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認下さい。
- ③ 銀行振込等をご指定されていない方は、同封の「配当金領収証」により、払渡期間中（平成21年6月24日から平成21年7月31日まで）に、お近くのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局におきましてお受け取り下さい。

## 配当金お受け取り方法ご指定のお勧め

配当金のお受け取り方法については、銀行口座への振込指定による方法の他、お取引の証券会社の口座でのお受け取りや、あらかじめ登録した一つの銀行口座で株主様が保有されている全ての銘柄の配当金のお受け取りが可能となる方法がございます。これらの方法は、郵送中の事故が無いこと、万一配当金のお受け取りを失念されていても支払われること、ご入金までに日数を要しないことなどの点で、最も安全確実な方法でございますので、是非この方法をご利用下さいますようお願い申し上げます。

これらの配当金お受け取り方法のご指定につきましては、株主様お取引の証券会社にご連絡のうえ、手続きをおとり頂くようお願い申し上げます。

なお、証券会社とのお取引がなく、特別口座が開設されている株主様におかれましては、後記のみずほ信託銀行株式会社（当社特別口座管理機関）までお問い合わせ下さい。

## 「単元未満株式買増制度」及び「単元未満株式買取制度」について

当社は、「1単元（1,000株）未満の株式をご所有の株主様」を対象にした「単元未満株式買増制度」を導入しております。

例えば、561株の単元未満株式をご所有の方は、この制度により439株を買増しし、1,000株とすることができます。この場合は、買増資金のご準備が必要となります。

また、単元未満株式の買増ではなく、買取りを請求する制度（「単元未満株式買取制度」）もございます。

例えば、561株の単元未満株式をご所有の方は、その株式の買取りを当社に請求し、単元未満株式の処分をすることができます。この場合は、売却代金を取得することができます。

これらの制度に関する事務及び詳細につきましては、株主様お取引の証券会社にお問い合わせ下さい。

なお、証券会社とのお取引がなく、特別口座が開設されている株主様におかれましては、後記のみずほ信託銀行株式会社（当社特別口座管理機関）までお問い合わせ下さい。

- ① 買増請求受付期間  
随時（土、日、祝日、みずほ信託銀行及びみずほインベスターズ証券の休業日を除く）  
ただし、3月31日及び9月30日のそれぞれ10営業日前から当該日までの期間は、お取り扱いを停止いたします。
- ② 買取請求受付期間  
随時（土、日、祝日、みずほ信託銀行及びみずほインベスターズ証券の休業日を除く）

## 株式に関する事務について

株式に関する各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取・買増等）は、株主様お取引の証券会社にご連絡下さい。

証券会社に口座を開設されていない株主様は、後記のみずほ信託銀行株式会社へご連絡下さい。

なお、未払配当金のお支払い、支払明細発行については、後記のみずほ信託銀行株式会社へご連絡下さい。

|                          |                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主名簿管理人兼<br>特別口座管理機関     | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号（〒103-8670）<br>みずほ信託銀行株式会社                                                                                                                                        |
| （郵便物の送付先）<br>（電話お問い合わせ先） | 東京都杉並区和泉二丁目8番4号（〒168-8507）<br>みずほ信託銀行株式会社 証券代行部<br>電話 0120-288-324（フリーダイヤル）<br>（専用ホームページアドレス） <a href="http://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/">http://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/</a> |
| 同 取 次 窓 口                | みずほ信託銀行株式会社 全国各支店<br>みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店                                                                                                                                   |